


# こんにちは 家畜保健衛生所です

平成30年5月

家畜排せつ物の適切な管理と記録をお願いします！

平成16年に『家畜排せつ物法』が本格施行されてから、畜産農家の皆様には「管理基準」を遵守して頂いております。しかしながら排泄物の発生量の記録など不十分な項目も見られるため、管理基準の再度のご確認をお願い致します。

## ☑ 管理の方法に関する基準のチェックポイント

- 構造設備の基準に適合した適切な管理施設である。  
\* 床や貯留槽(尿など)がコンクリート等の不浸透性材料で構造され、覆いと側壁がある
- 定期的に点検を行っている。   
\* 破損はありませんか？
- 破損等あれば遅滞なく修繕している。  
\* 破損による排せつ物の飛散や流出はないですか？
- 送風装置、攪拌装置の維持管理を行っている。
- 排せつ物の年間発生量・処理方法の記録をしている。



発生量・散布量・譲渡量・廃棄量の  
年間記録を取りましょう！



家畜排せつ物の適切な管理により、環境保全に努め、  
地域から理解される畜産経営を目指しましょう！